

認可保育園の利用申込みについて

<転入出予定者の方へ>

柏市では令和5年1月入園の申請受付分より、転入出協議を取り止めます。各自治体へ直接申請してください。

★転入予定者

※内定した場合、必ず入園月の前月末日までに柏市へ住民票を異動してください。
異動できない場合、いかなる理由があっても内定の取消し又は退園となります。

以下の書類を柏市保育運営課に直接ご提出ください。※締切日必着

第1 希望が認定こども園の場合も、柏市保育運営課に直接にご提出ください。※締切日必着
結果は柏市より直接発送いたします。

1. 子どものための教育・保育給付認定申請書保育園等利用申込書【2・3号（保育利用）用】
2. 子どものための教育・保育給付認定申請書兼調査書
3. 申請書類確認票
4. 返信用封筒（長3封筒／12cm×23.5cm）（返信先を記入），110円切手
5. 保育を必要とする事由がわかる書類（例：就労証明書，求職活動状況申告書等）
6. 市民税の課税明細がわかる書類（例：（非）課税証明書，税額通知の写し等）（※提出がない場合，利用調整時に不利となります。）
7. 本人確認書類（家族全員分）（例：マイナンバーカードの写し（表面のみ），運転免許証の写し，住民票，その他氏名・現住所・生年月日がわかるもの）
8. 転入誓約書

*この他に該当するものがある場合は、ご案内のP.7，P25を確認の上，該当書類をご提出ください。

★転出予定者

転出予定先の自治体へ直接申請してください。必要書類や結果等につきましても、各自治体へ直接お問い合わせください。